

法人・個人事業主の方へ

一般に、当センターの仲介委員が営業損害の金額について検討する際は、事故前の売上げと事故後の売上げ等を検討いたします。

そのため、申立ての時点では、ご提出いただくがなくとも、後に、売上額等を確定させるため、以下のような書面の提出をお願いすることがありますので、あらかじめ、ご了承ください。

原発事故前の売上げと、請求される損害が発生した期間の売上げが分かるもの

- 決算書、月次売上表、税務申告書の控え など

上記の資料がない場合であっても、例えば顧客台帳や売上げ入金がある通帳やメールなどその他の様々な資料等によって売上額を認定することができる場合もあります。

そうしたご事情がある場合には、その旨を申立書に記載されるか、申立後、担当の調査官にその旨をお伝えください。

なお、東京電力に対する本賠償請求の際に提出した資料は、申立人の同意があれば、当センターが東京電力から取り寄せることが可能です。